

「流山市 都市公園 条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案、議案28号「流山市 都市公園 条例の一部を改正する条例の制定について」は、本市都市公園の管理に指定管理者制度を導入するための条例改正を行うものであり、反対の立場で討論します。

指定管理者制度については、従来、地方自治体が直接行ってきた公の施設の管理運営が民間に委託されることに伴い、さまざまな問題が指摘されています。特に、株式会社の参入により市民サービスの増進や従事者の正規雇用化は後回しにされ、株式配当が優先されるケースも指摘されています。

また今議案では、企画力に十分な資金を要しできる大手企業しか入札に事実上、参加できない仕組みであり、かつ公園内に設置予定の公益施設を20年にもわたり運営できる資本力が大きい一握りの大手企業しか落札できない仕組みです。

そもそも条例改正の理由としている、住民サービスの充実は、指定管理だからできるわけではなく、キャンプやプレイパークなど、様々な市民団体の力を引き出し、育て、公正・公平に、そして自主的活動が花開くように支援する責務を有する公的な役割こそが求められていると考えます。

また、本市の都市公園の管理には、木の剪定や清掃など、多くの中小零細の市内業者がかかわっています。これまで公園管理に携わってきた委託業者が市と直接交わしてきた契約は、指定管理者と結ぶこととなります。市と委託業者の間に指定管理者が入る二重構造になり、ピンハネ、委託費の削減、市外・県外業者への切り替えが懸念されます。また小規模事業者登録事業者の活用や、障がい者が働く施設の積極的活用なども後退しかねません。

公園に係る市民の多様な要望への対応は大変さがついて回りますが、裏を返せば、それだけ期待され、しっかり応えることで満足が高まることの表れであり、公園管理等に従事する市職員の腕の見せ所や、やりがいにもつながるものと指摘し、反対討論とします。